

(社) 日本塑性加工学会 中国・四国支部規則

・ 第 1 条 (名 称)

当支部は日本塑性加工学会（以下 本会という）中国・四国支部と称する。

・ 第 2 条 (所在地)

当支部の事務所は中国・四国地区（岡山県，広島県，鳥取県，島根県，山口県，徳島県，香川県，愛媛県，高知県）内に置く。

・ 第 3 条 (目 的)

当支部は本会定款第 4 条に沿い，支部会員の学会活動を盛んにして，相互の親睦と塑性加工に関する学問・技術の普及・発展をはかることを目的とする。

・ 第 4 条 (会 員)

当支部会員は，中国・四国地区（岡山県，広島県，鳥取県，島根県，山口県，徳島県，香川県，愛媛県，高知県）に勤務先のある本会会員をもって構成する。

・ 第 5 条 (役員および役員の選出)

1. 当支部に次の役員を置く。

支部長 1 名

幹事 30 名以内（うち庶務，会計を常務幹事とする）

支部監事 2 名

商議員（支部長，幹事，支部監事を含む） 20～60 名

2. 商議員は支部会員の互選によって決める。

3. 支部長，常務幹事および支部監事は，幹事，商議員の互選によって候補を決め，総会の議を経て決定する。

・ 第 6 条 (役員の任務および任期)

1. 支部長は支部を代表し，会務を総括する。

2. 商議員は支部長の諮問に応じ，重要な会務を商議する。

3. 幹事は支部長を補佐し，会務を処理する。

4. 常務幹事は日常の業務を分掌し，これを執行する。

5. 支部監事は支部の会計および事業内容を監査する。

6. 役員の任期は 2 年（支部総会の日から 2 年後の支部総会の日まで）とし，再任は妨げない。

7. 商議員に欠員のある場合は，幹事会の承認をもって次の支部総会までの間，臨時に商議員を補充することができる。

・ 第 7 条 (総会)

1. 支部総会は毎年 1 回支部長が招集する。そのほか必要に応じ，支部長は臨時支部総会を招集することができる。

2. 支部総会では次の事項を審議し議決する。

I. 事業報告および決算報告

II. 事業計画および収支予算

III. 支部規則の改正

IV. 支部役員

V. その他商議員会が必要と認めた事項

3. 支部総会は支部正会員の過半数以上が出席（委任状を含む）しなければ、その議事を開き議決することができない。

・ **第8条（商議員会）**

商議員会は、必要に応じて支部長が招集し、次の事項を商議する。

- I. 総会に提出する議案
- II. 商議員候補者の推薦
- III. 支部長、幹事および支部監事の選出
- IV. その他支部運営上の重要事項

・ **第9条（幹事会）**

幹事会は、支部長が招集し、次の事項を審議決定する。

- I. 事業の企画
- II. 商議員会に提出する議案
- III. その他会務の遂行上必要な事項

・ **第10条（議事録および報告）**

- 1. 支部総会、商議員会および幹事会の議事は議事録に記録して保存する。
- 2. 支部長は支部役員の選任、支部規則の改正、各事業年度の事業計画および収支予算、事業報告および収支決算、その他重要な議決について、そのつど本会会長に報告する。

・ **第11条（事業年度・期）**

当支部の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

・ **第12条（会計）**

当支部の経費は本部からの補助金、事業に伴う収入、寄付金およびその他の収入でまかなう。

・ **第13条（規則の変更）**

本規則を変更しようとするときは、支部総会の議決を経て本会理事会の承認を得なければならない。

・ **第14条（補則）**

- 1. 本規則に定めのない事項は本会定款に準じるものとする。
- 2. 本規則の運用ならびに当支部の運営に必要な申し合わせ事項は、幹事会、商議員会で定める。

付則 本規則は平成15年4月1日より施行する。

以上